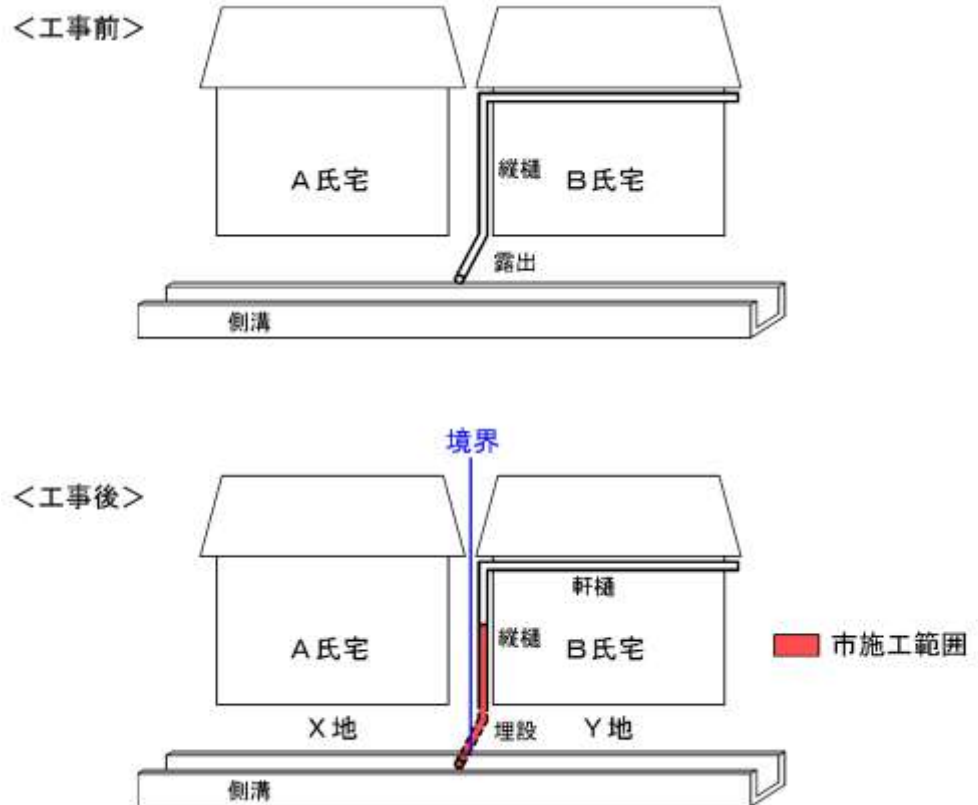


調停事件の概要について

平成23年度に高山市が実施した歴史的町並再生事業による下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の電線地中化工事（大新町1丁目）において、相手方Bが所有する露出させた既設雨樋の排水管を再設置するにあたり、既存位置に一部を埋設した。その際、境界立会は行わなかった。申立人Aは、施工後の埋設排水管の一部が自らの所有地を通過していることを後に確認し、その是正を求め、B及び施工した高山市を相手方として調停を求めたもの。

調停において、軒樋の勾配を変更して縦樋を移設し、高山市が施工した範囲の埋設部分や縦樋については高山市で、それ以外の部分については相手方Bが負担することとする合意案が提示された。

市の工事概要



調停条項の概要

